

信濃小中学校 P T A サークル 活動規定

(目的)

第1条 この規定は、信濃小中学校 P T A 会則第 1 2 条に基づき、会員の教養の向上と相互の親睦が図られ、P T A の活性化に寄与することを目的として、P T A サークルの活動（以下「活動」という。）について定めるものである。

(名称)

第2条 P T A サークルの名称は、サークルごとに「信濃小中学校 P T A」の後にサークル名を記入する。

(組織)

第3条 会長は、各サークルの代表者（責任者）となる。

- 2 会長は、参加者又はリーダーと協議の上、活動の発足、継続や中止を判断する事ができる。
- 3 会長は、第4条に定めた要件に違反したとみなした場合は、サークルとしての登録を抹消することができる。

(設立要件)

第4条 P T A サークルは、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) サークル会員は、P T A 会員の中から概ね 5 名以上で組織されること。ただし、卒業生の保護者（旧 P T A 会員）についても、サークル会員となることができるが、全サークル会員の 7 割以上は現 P T A 会員で構成するものとし、リーダーは現 P T A 会員とすること。
- (2) サークルを設立する場合は、所定の様式により会長に登録を申請しなければならない。
- (3) 活動が営利を追求したものでないこと。
- (4) 活動が宗教活動、政治活動を主たる目的としたものでないこと。
- (5) 随時、サークル会員として加入できるものであること。また、活動への参加が強制されないこと。
- (6) 活動は年間を通して継続的に行われ、1 年間の活動結果を総務部に報告すること。
- (7) サークル会員は、P T A の行事、活動に積極的に参加し協力すること。

- (8) 活動は1年単位とし、継続して活動を希望する場合は、所定の様式により更新の手続きをすること。

(役員)

第5条 サークルに次の役員を置く

- (1) 責任者（会長） 1名
- (2) リーダー 1名
- (3) 副リーダー 1名
- (4) 会計 1～2名

(会費)

第6条 各サークルはそれぞれの活動内容に見合った会費を徴収することができる。

- 2 会費は営利を目的として徴収してはならない。
- 3 会費を徴収する場合は、サークルごとに会則規則を定め、会計帳簿を作成し、その写し1部を総務部に提出しなければならない。

(解散)

第7条 サークルを解散する場合は、所定の様式にて会長に届出をしなければならない。

(申し立て)

第8条 本規定に定めない事項について審議がある場合は、総務部に申し立てをして正副部長会にて審議し決定をする。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。